令和９年４月に小・中学校入学予定のお子さまの保護者の皆さまへ

赤磐市教育委員会

就学援助制度
新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

申請期間：令和８年１２月１日（火）～１２月１５日（火）

赤磐市では、小中学校に就学されるお子さまが安心して学校生活を送ることができるよう、経済的な理由により就学が困難なご家庭に、学校で必要な費用の一部を援助しています。

入学前支給とは、就学援助費のうち新入学学用品費を入学前に支給することです。

入学前支給を希望される方は、下記の内容をご確認いただき申請期間内に手続きを行ってください。

■支給対象となる方

収入が一定の基準以下であるなど、経済的理由で就学にお困りの保護者のうち、以下の条件にすべて該当する方

- 令和９年１月１日現在で赤磐市に居住している方（令和９年４月の入学前に市外へ転出する方を除く）
- お子さまが令和９年４月に小中学校に入学される方
- 令和８年度就学援助制度の認定基準に該当する方

【注意】次の①～③のいずれかに該当する場合は、入学前支給の対象になりませんので、申請を行わないでください。

① 令和９年４月の入学前に市外へ転出される場合

② お子さまが令和９年４月に小中学校に入学しない場合

③ 生活保護を受給している場合（生活保護から入学準備金が支給されます。）

※支給後、①～③のいずれかに該当となった場合は、全額返金していただきます。

■申請方法

〇申請に必要な書類

- 申請書
- 添付書類（「■世帯の状況と添付書類」を参照してください）
- 令和８年１月１日現在で赤磐市に住所がなかった方は、令和８年１月１日現在で住所があった市町村発行の世帯全員の所得証明書（令和８年度分）
- 印鑑

〇申請期間

令和８年１２月１日（火）～１２月１５日（火）　※土曜、日曜日は除く

〇申請場所

【新小学校１年生】**赤磐市教育委員会教育総務課**

【新中学校１年生】**赤磐市教育委員会教育総務課**　又は　**在学中の小学校**

■世帯の状況と添付書類

世帯の状況		添付書類等
児童扶養手当の支給を受けている		**児童扶養手当証書の写し　※**
20 歳以上の世帯員全員が 国民年金保険料の減免を受けている		原則、添付書類不要 ただし、**審査状況に応じて、国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写しの提出をお願いすることがあります。**
経済的な理由で学校への支払いが難しい	令和８年１月１日の住所が赤磐市の方	原則、添付書類は不要 ただし、**所得が確認できない場合は申告をしていただいたり、所得のわかる書類の提出をお願いすることがあります。**
	令和８年１月１日の住所が他市町村の方	**世帯全員の令和８年度所得証明書** （令和８年１月１日の住所地の市町村で発行） ただし、同一世帯に今年度就学援助を受給している児童生徒がいる場合は不要です。
賃貸住宅に居住している （アパート、県営住宅、市営住宅など）		**家賃がわかる書類（領収書や契約書等の写し）※** 添付がない場合は家賃を支払っていないものとして審査します。

※受付窓口では添付書類のコピーを行いませんので、添付書類は必ずコピーしてから提出してください。

■支給額・支給時期

〇支給額　　小学校：６４，３００円
　　中学校：８１，０００円
〇支給時期　　令和９年１月末（予定）
〇支給方法　　保護者の口座へ振り込み

■注意事項

（１） お子さまが現在小学校６年生で就学援助認定を受けている方も、入学前支給を希望される場合は申請が必要です。
（２） 申請に基づき教育委員会で審査を行います。審査の結果不認定となった場合、援助は受けられません。審査結果は１月中旬に保護者宛に郵送で通知します。
（３） 今回の入学前支給を受けた場合でも、**令和９年度就学援助（学用品費等）を希望される場合は、入学後に別途申請が必要です。**詳しい内容や申請方法については、入学後４月中旬に学校を通じて案内を配付します。
（４） 入学前支給の審査は、「令和８年度就学援助制度」の基準で行います。入学後に申請していただく令和９年度就学援助費（学用品費等）については、「令和９年度就学援助制度」の基準で審査を行います。したがって、審査結果が異なることがありますのでご了承ください。
（５） 入学前支給を申請されない方や、審査の結果不認定となった方も、入学後４月の申請期間内に令和９年度就学援助の申請をして認定となった場合は、１学期分の就学援助費支給時に新入学学用品費として同額を支給します。
（６） 今回の入学前支給を受けた方は、令和９年度就学援助の新入学学用品費は支給されません。

■お問い合わせ先

〇就学援助制度や新入学学用品費の入学前支給についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

赤磐市教育委員会　教育総務課　学事施設班
TEL　086-955-6807

申請に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　入学前支給の対象となるのは？

Ａ．以下の条件にすべて該当する方が対象です

- 令和９年１月１日現在で赤磐市に居住している方(令和９年４月の入学前に市外へ転出する方を除く)
- お子さまが令和９年４月に小中学校に入学される方
- 令和８年度就学援助制度の認定基準に該当する方

【注意】次の①～③のいずれかに該当する場合は、入学前支給の対象になりませんので、申請を行わないでください。

① 令和９年４月の入学前に市外へ転出される場合
② お子さまが令和９年４月に小中学校に入学しない場合
③ 生活保護を受給している場合（生活保護から入学準備金が支給されます）

※支給後、①～③のいずれかに該当となった場合は、全額返金していただきます。

Ｑ２　新入学学用品費（入学前支給）が認定されたら、令和９年度の就学援助費（学用品費等）も自動的に支給されますか？

Ａ．入学前支給と令和９年度の就学援助は審査基準が異なるため、入学後に別途申請が必要です。
令和９年度就学援助の案内は、４月中旬に学校を通じて配付します。援助を希望する場合は、４月の申請期間内に学校で申請を行ってください。

Ｑ３　入学前に市外へ引っ越す予定です。入学前支給を申請できますか？

Ａ．令和９年１月１日現在で赤磐市に居住し、引き続き、令和９年４月の入学まで在住する保護者が対象ですので、申請を行わないでください。
支給後、令和９年４月の入学前に市外へ転出された場合は、**全額返金していただきます。**

Ｑ４　新入学学用品費を入学前には必要ないのですが、入学前支給を申請しなければ新入学学用品費は受け取れないのですか？

Ａ．小中学校へ入学後、４月の申請期間内に令和９年度就学援助の申請をして認定された場合は、１学期分支給時に新入学学用品費として同額を支給します。

Ｑ５　小学校と中学校それぞれに入学予定の兄弟がいますが、申請はどうすればよいですか？

Ａ．小学校と中学校両方の入学前支給を希望する場合も、申請書は１枚に記入して提出してください。

Ｑ６　所得の審査はどのように行われますか。

Ａ．申請時に教育委員会が調査することに同意をいただき、申請された世帯員の所得を確認します。
今回は令和８年度分の所得を審査します。所得額の確認は必ず必要となりますので確認できない場合は市県民税の申告をしていただくか、源泉徴収票の写しを提出していただくことになります。
また、令和８年１月１日の住所が他市町村の場合は、その市町村発行の所得証明書が必要です。